

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた 適切な権利擁護支援

(2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制 度利用支援事業の推進

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

(1) 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施

(2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

(3) 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

II 地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

(1) 地域連携ネットワークづくりとその強化

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(3) 意思決定支援の浸透

(4) 担い手の確保・育成等の推進

(5) 体制整備の推進体制

III 成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

(1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

(2) 関係者の理解促進のための取組

1. 市町村長申立て①

現状と課題

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てが、適切に実施される必要がある。これまで、厚生労働省においては、令和2年度に開催した「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の取りまとめを踏まえ、令和3年11月に虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における市町村間の調整を円滑にするための申立基準について各自治体に通知したほか、具体的な参考事例の提供等を行ったところ。また、都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況は、令和7年4月1日時点で100%に達している。他方、申立てまでに長期間待たされることが常態化している市町村もあるなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。
- さらに、虐待等の緊急事案において、市町村長申立てを巡って親族とトラブルとなる事案が生じている状況を踏まえ、「成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ」等において、親族調査等の実施に関してご意見を伺った。
- このような中、成年後見制度の見直しにより、
 - ・市町村長申立てをするに当たっては、全ての事案において、本人の意向やニーズに対応した支援が行われるよう、本人の同意を適切に確保し、必要な権限を選択すること等が必要になる
 - ・市町村長申立てが繰り返し必要になる事案も生じ得るなど、市町村長申立ての運用にも大きな影響が生じることが見込まれる。

1. 市町村長申立て②

対応案（施策）

- ① 虐待等の緊急事案も含め、市町村長申立てが必要な事案について、迅速かつ適切に市町村長申立てを行うことができるよう、厚生労働省は、市町村長申立てに関する令和8年度調査研究事業の成果を踏まえて自治体に好事例等を共有するとともに、都道府県とも連携しつつ、必要な研修を実施することや、都道府県が管内の市町村の状況を見ながら必要に応じて助言するよう促すことなどにより、市町村への支援を引き続き推進することとしてはどうか。
- ② また、成年後見制度の見直しにより、市町村長申立ての運用に大きな影響が生じる見込みであることを踏まえ、厚生労働省は、民法等改正法の施行前に、市町村の事務負担に配慮しつつ、同見直し後における運用の在り方や、センターとの役割分担・連携の在り方を検討・整理した上で、研修の実施等により市町村に伝えることとしてはどうか。
- ③ 成年後見制度の見直し後において、市町村長申立てを行った事案についても、制度利用の「必要性」が消滅しているにもかかわらず制度利用が終了しない事案が生じないよう、支援チームにおいて、継続的に制度利用の「必要性」を確認する必要があるとともに、市町村長申立てを行った市町村においては、申立時に本人が抱える具体的な法的課題を踏まえた必要な権限の選択等を行った立場から、地域権利擁護相談支援センターとも連携しつつ、必要に応じて、制度利用の終了に向けた支援チームへの支援を行うことが重要ではないか。
- ④ 市町村長申立てに関する親族トラブル等への対応については、令和8年度調査研究事業においてその実態等を調査していることを踏まえ、同研究事業の成果に基づき、各自治体の事務の参考となるような好事例や留意事項等を周知することとしてはどうか。

2. 報酬等の助成

現状と課題

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。これまで、厚生労働省においては、市町村が行う成年後見制度利用支援事業の対象として、「広く低所得者を対象とすること」「市町村長申立てに限らず本人や親族による申立て等も対象とすること」「後見人以外の後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること」等の留意事項を示すとともに、市町村における好事例の提供等を行ったところ。他方、現在でも、成年後見制度利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- このような中、成年後見制度の見直しにより、
 - ・補助人等への報酬算定は裁判事項であるが、見直しの趣旨を踏まえると、補助人等が行った事務の内容をより重視したものとなることが考えられ、包括代理権を有する現行法下の後見人に対するものとは自ずから異なるものになることが想定される
 - ・制度の利用終了等に伴い、報酬が発生する期間や件数の変動も見込まれるなど、成年後見制度利用支援事業にも大きな影響が生じることも見込まれる。

対応案（施策）

- ① 厚生労働省は、成年後見制度利用支援事業が全国で適切に実施されるための方策について、調査研究事業等を活用して、引き続き検討することとしてはどうか。さらに、同利用支援事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応についても、成年後見制度の見直しが報酬額等に与える影響等の実情を見つつ、引き続き検討することとしてはどうか。